

湯浅八郎と基督教教育同盟会

—キリスト教教育をめぐる—

辻 直 人

はじめに

湯浅八郎は同志社創設以来、2度総長に就任している唯一の人物である。第一期は京都帝国大学農学部教授を辞して1935年2月に着任した第10代総長時代で（実際は1934年3月の前任者大工原銀太郎の逝去を受けて、約1年間総長事務取扱を務めていた）、1937年12月に辞任している。就任期間中は配属将校らとの衝突による一連の「同志社事件」が起き、引責辞任の形で身を引いた。第二期は戦後になって1947年に第12代総長として呼ばれ、1950年に今度は国際基督教大学開学に伴う初代学長就任のため、再び任期を満了せずに辞任した。なお、国際基督教大学学長は1961年10月まで担っている。

このように、湯浅は長らくキリスト教学校の指導的立場に立ってきた。基督教教育同盟会（以下、教育同盟と略記）において、同志社は明治学院や青山学院と並んで中心的役割を果たしてきた学校である。教育同盟の第1回総会が1910年に、当時の同志社総長原田助の座長の下で開かれて以来、教育同盟内における同志社の影響力は大きかった。湯浅は、総長に就任した直後の1935年に教育同盟副理事長に選出されている。

正に教育同盟の中心的存在の1人だった。

では、教育同盟でも中心的存在だったはずの同志社湯浅八郎は、総長在任期間中教育同盟とどのような関わりを持っていたのか。教育同盟において湯浅はどのような発言や働きかけをしているのだろうか。特に本稿では、戦前の動向について考察してみたい。というのも、先に述べたように、戦前の湯浅の総長在任期間中は、右派との対立が激しく、学校運営にも大きな支障の出る出来事が次々と起こっていた。この動きに対して、教育同盟はどのような対応をしていたのか、あるいは何もしなかったのか。本稿は湯浅八郎の人物史研究の一端であるが、湯浅との関わりを通して戦時下の教育同盟の動きを明らかにし、同志社を中心とするキリスト教諸学校の時局への対応の様子を考察することをも目的とする。主として使用する史料は、同志社大学社史資料センター所蔵の湯浅八郎文書及び教育同盟百年史関連史資料である。湯浅文書は湯浅の総長在任中に関する貴重な史料が多く所蔵されており、当時の同志社の様子が分かる。教育同盟百年史関連史資料は『キリスト教学校教育同盟百年史』編纂に伴い収集された各加盟校所蔵の史料群であり、これら加盟校の総意として教育同盟がどのように動いていたのか知ることができる。

先行研究であるが、同志社事件や戦中の同志社に関する研究としては、『同志社百年史』（同志社、1979年）や伊藤彌彦「戦中戦後の同志社と天皇制—湯浅八郎と牧野虎次の時代」（吉馴明子、伊藤彌彦、石井摩耶子編『現人神から大衆天皇制へ—昭和の国体とキリスト教』刀水書房、2017年）がある。また『キリスト教学校教育同盟百年史』（教文館、2012年）では、「第2部 十五年戦争期（1930-1945年）」の第1章第4節2「基督教主義教育の要旨」において、議論の推移が紹介されている。湯浅八郎については武田清子『湯浅八郎と二十世紀』（教文館、2005年）、同志社大学アメリカ研究所編『あるリベラリストの回想 湯浅八郎の日本とアメリカ』（日本YMCA同盟出版部、1977年）、湯浅八郎ほか『私

の生きた二十世紀』(日本基督教団出版局, 1980年)があるが、いずれも教育同盟における湯浅の言動を考察する観点はない。本稿では、教育同盟との関わりの中で、湯浅が特にキリスト教教育に対してどのような考えを表明していたのか、また湯浅が直面した事件に教育同盟は何か対処をしたのかどうか、という点を追究していくことにする。

1. 第10代総長期における同志社の混乱

湯浅八郎の総長就任は波乱の幕開けだった。就任初日、総長室に入ると事務から書簡や書類を手渡された。その一番上に無名のハガキがあった。その内容は「お前みたいな野郎が、どのツラさげて、のこのこと同志社総長なんてところへ乗り込んで来たんだ」というようなものだったと湯浅本人が回想している⁽¹⁾。恐らく、1933年の京都帝国大学で起きた「滝川事件」に、当時は京都帝国大学農学部教授だった湯浅が滝川幸辰の休職処分に対して法学部教官と共に処分反対の立場を表明していたことから、同志社に関係する右派からは就任当初から疎まれていたと考えられる。このような総長や大学教授らを糾弾するビラや書状が、その後も大量に送られてきた。同志社大学社史資料センターに多数所蔵されている。

このような誹謗中傷だけでなく、実際に湯浅の総長在任期間には数々の事件が学内で起きた。「同志社事件」と総称されるこれら一連の事件は、右派団体からの大学当局及び総長への激しい批判、中傷だった。『同志社百年史』では湯浅の在任期間中を「この時期ほど時代の支配原理から狂暴な挑戦を同志社が受けたことは、一〇〇年の歴史の中でも稀」⁽²⁾と評価している。湯浅は総長就任式での式辞で「私は同志社学園に、自由にして敬虔なる学風の樹立を提唱し、之を熱求して止まぬ者であります」と、学内に自由な学風を実現しようと表明した⁽³⁾。しかし、こうした

自由自治を掲げる湯浅へ反発する如く、数々の事件が起きる。

就任直後の1935年6月には神棚事件、すなわち武道場に学生が勝手に神棚を取り付けたのを学校当局としては取り外そうとしたことに対する配属将校側の反発が起きている。結局理事会は神棚設置を承認した。その後、1936年1月には国体明徴論文掲載拒否事件、すなわち紀要に国体明徴の正統性を主張した論文の掲載を拒否したことで、その著者である助教授が同志社当局と一部の教員をマルキストとして批判するという事件が起きた。これにより様々な怪文書が出回り「左翼教授の巢窟」といった誹謗中傷が広められた⁽⁴⁾。更にその後、1937年2月には勅語誤読事件（本稿3(1)で詳述）、1937年3月には保守派教員が特定の教授の免職を要求する上申書事件、1937年7月には学生によるチャペル籠城事件（草川配属将校の画策とされている⁽⁵⁾）、1937年11月予科教授逮捕事件と、立て続けに騒動が起きた。

「わたくしがこれ以上がんばっていると、最後には同志社は潰されるといった状態になってきました。なぜなら、草川という陸軍中佐の配属将校が、自分はこの総長といっしょには同志社にいられないから、自分はここを引きあげると言いましたのです。その当時としては、配属将校が引きあげた学校は閉鎖です。廃校です。」⁽⁶⁾と最終的に配属将校引きあげの危機まで追い詰められた湯浅は自ら職を辞することを決意した。湯浅の思うようには、学園運営は進まなかった。

2. 教育同盟への湯浅の働きかけ

このように波乱続きの第一期総長時代であったが、副理事長にも選ばれて湯浅は教育同盟の諸活動に積極的に関わっていた。では、教育同盟のどのような場面に湯浅が登場するのか。教育同盟で一連の「同志社事件」をめぐる動きへの反応はなかったのか、検討してみたい。

(1) 総会開催日程をめぐる

湯浅総長時代1年目の1935年同志社は、教育同盟総会の会場校にあっていた。しかし、まず総会開催の日程をめぐる、すんなりとは決まらない状況があった。本来ならば1935年10月30日より予定されていた教育同盟総会だが、「三〇日勅語奉読式ノ為メ総会一日繰下ケ度シ都合好ケレバ加盟校へ通知スル」と教育同盟田川大吉郎理事長より同志社側に打診があった。田川は総会初日に予定されていた10月30日に、学院長として明治学院で勅語奉読式に臨まなくてはいけなくなったようである。

この打診に対し同志社側は難色を示した。東京出張中だった湯浅はこの件に対して「奉読式ハ加盟校各別ニ行ヒ、総会ハ勅語奉読ヲ以テ始メタシ、延期困ル」と電報にて同志社事務局に返答してきた。湯浅は総会を勅語奉読式で始めることにしているので、総会の延期はできないと考えていたのである。これを受けて同志社庶務部長浅野恵二は1935（昭和10）年10月5日付で田川に「直ちに富森準備委員長及会場提供校責任者たる片桐女専高女校長と協議致候処時恰も本社創立六十周年記念行事期間に相当し且右終了後女専高女両校に於ける授業上の都合も有之乍遺憾延期致し難き事情に御座候」と回答している⁽⁷⁾。つまり、延期できない理由は同志社創立60周年記念行事及び会場予定の女子専門学校、高等女学校の授業の関係だった。

しかし、これに対し田川は翌日改めて同志社に電報を打ち「一日繰下如何シテモ不可能カ当方切望理由ハ前ノ通り」と尋ねている。これに同志社側は10月7日付で「本月二十七日より十一月二日迄本社創立六十周年記念諸行事」が決まっており、「会場及授業の関係上如何共致し難き実情」と再度回答した⁽⁸⁾。

再三の打診から、田川としても10月30日の勅語奉読式はどうしても外せなかったのだろう。その後も折衝を重ね、結果として第24回総

会は同志社創立六十周年記念諸行事の終わった1935年11月7日より9日の日程で行われることとなった。

総会は開会礼拝の後、「湯浅八郎氏の鄭重なる歓迎の辞」により幕開けとなった⁽⁹⁾。同志社大学社史資料センターには、教育同盟総会での湯浅の「歓迎之辞」の原稿が残されている。欄外に「朗読セズ」と書き込まれているが、実際この原稿を読まなかったのかどうか不明である。

「歓迎之辞」の中で、湯浅は「現下ノ世相ハ多クノ問題ヲ提供シテ之ガ解決ヲ基督教主義教育者ニ迫ッテ居リマス 我等ハ協心戮力、基督者独自ノ見地ヨリスル教育ノ大道ヲ闊歩シテ愈々基督教主義教育ノ特色ニ活キ以テ教育報国ノ実ヲ挙ケネバナリマセン。」と書き残している。これは次節で考察する総会協議内容を想定しての発言であろう。

更に「歓迎之辞」では「記念事業トシテ同志社教育ノ充実更新ノタメニ二百万円ノ募金運動ヲ開始致シマシタノモ実ハ独り我学園ノタメノミデハナク広ク基督教主義教育ノ振興ニ資シ以テ皆様ト共通ノ使命達成ノタメニセントスル努力ナノデアリマス」とも付け加え、キリスト教教育全体の振興を訴えた。

こうして総会は1935年11月7日から9日に日程延期の上実施された。この総会における協議項目の一つが「基督教々育の要旨」の採択についてだった。次に、この「基督教々育の要旨」をめぐる動きについて、検討してみることにする。

(2) 基督教教育の要旨

「基督教々育の要旨」とは、キリスト教教育がどのような内容を包含し、どのような人物を育てようとしているのか明示した宣言文である。何故この時期に、この宣言文が総会において採択され、制定されたのか、その背景について押さえておきたい。

第24回総会で採択された「基督教々育の要旨」の末尾には、以下の

ような記述がある。

本案は昭和八年神戸女学院に於ける基督教教育同盟会第二十二回総会に於て時勢の要望に鑑み、我が基督教主義教育の主張を検討するの必要を認め、委員を挙げて調査起案を命じ委員は爾来数回の協議を重ねて昭和十年同志社に於ける第二十四回総会の議に上せその承認を得たのである⁽¹⁰⁾。

「時勢の要望」とは何か。一つは日米のキリスト教教育関係者の協力の下、日本におけるキリスト教教育調査が行われていたという点、もう一つは1935年11月に文部次官より「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」が各地方に通達された点の2点が考えられる。

1929(昭和4)年YMCA総主事J・R・モットの来日をきっかけにして東北学院のシュネーダーが翌年ウィリアムスタウンでの国際宣教会議に日本代表として出席、英米から調査委員を選抜して日本へ派遣することが決まった。調査委員は1931年に来日し、日本のキリスト教教育の現状について調査の上報告書がまとめられた。翻訳は『日本の基督教々育に就いて』という題で教文館から1932(昭和7)年に出版されている。その時の日本側の委員は委員長井深梶之助、委員には大工原銀太郎、羽仁もと子、新渡戸稲造、G・B・オックスナム、F・W・バデルフォード、佐藤昌介、山本忠興、安井哲子らであった。

その後、1932年の第21回教育同盟総会(於弘前女学院)では理事長田川大吉郎が「基督教々育に就いて」の講演を行っている⁽¹¹⁾。更に翌年の教育同盟第7回夏期学校(於東山荘)では市村与市が「日本基督教々育の根本義」という講演を行っている⁽¹²⁾。1932年5月には上智大学学生の靖国神社参拝拒否による配属将校引きあげ問題が起きた時期でもあり、軍部から学校へ圧力がかかり始めた時期であった。

このような動きの中、1933(昭和8)年第22回総会でC・L・J・ペー

ツ（関西学院）による「基督教々育主義宣言」作成の提案があり、「基督教々育の原理宣言起草委員」としてベーツのほかには安部義宗（青山学院）、田川大吉郎（明治学院）、シュネーダー（東北学院）、大工原銀太郎（同志社）、木村重治（立教大学）、安井哲子（東京女子大学）が選ばれた。

ところが、大工原は1934年3月に逝去してしまう。湯浅は大工原から「亡くられる数日前に、京都府立病院にお訪ねした時に、『あとを頼むよ』と言われました。親ゆずりの同志社だったし、総長が義兄であるというようなことも、京大を離れてここに来なければならないという責任感を持つようになった一つの要素だったかもしれません」と回想している⁽¹³⁾。湯浅にとって同志社は母校であって、父が事務長として長く務めていた学校でもあり、しかも大工原は義兄にあたる関係だった。同志社との様々なつながりを感じて、湯浅も京都帝国大学を辞して同志社総長になることを覚悟したようである。

大工原の後を受けて、湯浅は初め同志社総長事務取扱の地位に就いた。教育同盟とのやりとりが始まるのは、この総長事務取扱の時からである。前述したように、大工原は教育同盟における委員在任中に逝去した。その後、田川大吉郎教育同盟理事長より湯浅八郎のもとに連絡が届く（1934年9月19日付）。大工原の代わりに「本会理事会は尊台に右委員としてご尽力を致候やう申合せ候」と委員の就任を要請したのである。田川は末尾に「委員としての仕事は、過日御壞覽に供せし全宣言草案の修正に御座候。委員会は既に二回開き候、余り御迷惑はかけずに相済むかと存じ、念のため申添え候」とも書き添え、既に固まりつつある宣言案文にコメントをもらう程度のことを湯浅には期待していたようである。

宣言文はこの時、既にベーツ案とシュネーダー案があり、第7回夏期学校（1933年7月26日）の講演において田川は両案を紹介していた。同講演で田川は「私の個人的意見」として「この二つの文章を組合わせ

て、重複を省き、整然たる一つのものとする」ことを提案している⁽¹⁴⁾。また、同日行われた第1回「宣言」委員会では、ほかの委員の意見も参考にしながら、シュネーターの案を基本として田川が案文を起草することに決まった⁽¹⁵⁾。

田川の作成した第一案文は、「基督教々育の主張する第一にして且最大の原理は正義」であり、「第二にして、より根本的な原理は愛」であると解く。そして「以上の原理を実際に適用せんとして、吾等は次の五項目の教育に全力を尽すことが吾等の使命」と述べている。その五項目とは「人格教育」「女性の向上」「社会秩序」「国民道徳」「国際主義」であった。

さて、田川から委員就任の依頼を受けた湯浅は、1934（昭和9）年9月28日付で「基督教々育の原理宣言に関する件回答」という文書を返送している。湯浅は田川からの要請を受け、学内の部科長が集まる定例会議で「宣言」を検討したと言う。その結果、「宣言」に対する同志社側の見解は、とても厳しいものだった。

草案の御趣旨は大体に於て結構と存じ候へ共忌憚なく申上ぐれば

歴史的序論稍冗長に過くの感あり又全文を通じて熱意乏しく時に外国語直訳体と覚しく純日本文としての流暢を欠く箇所あり殊に起草者が中途より交替せるに非すやと思惟せらるゝ部分存する如く観取せらる

次に原理の實際的摘要に就ての五要項中(三)社会秩序なる題目は拙ならずや(四)国民道徳の項は余りに積明的に思はれ又其語句に付ては往々右傾主義者等に揚足をとらるゝ虞なきに非す(五)国際主義の項は方今一般に日本精神等の高調せられ居る現代日本に対する宣言としては余りに貧弱なる嫌あり(四(五)間の有機的關係欠如せる如く思はれ(二)女性の向上以外の項は日本人の頭脳には的確なる感激を惹起せしめず各項を通覽せば修身科公民科等の教授要目の如き観を呈し全体として道徳教育の水準を脱せざる如き嫌あり基督教々育の根本義を一層有機的に明瞭〔1行読め

ず)なく堂々と披瀝すべく一人の筆者にて熱意をこめて例へは五條の御誓文の如く全文の長さは教育勅語位に止め余り説明を用ひず必要なる原理を抽象的語句を以て総合羅列し読者が各自好む如くに解釈し得る余地を存して簡潔に雄勁に文語体を以て叙述すること望ましきに非ずやと思はる⁽¹⁶⁾

同志社の者たちは、この第一案文に大変不満を抱いていたことが分かる。田川は寄せられた意見を参考にして第二案文「基督教主義教育の主張に関する宣言草案」を委員に送付している⁽¹⁷⁾が、こちらもまだ湯浅の納得できる内容ではなかった。1934年10月23日付の湯浅から田川への返信文書で湯浅は「御案文ニ依レバ基督教々育ノ原理宣言文トシテハ最モ重要ナル基督教々育ノ重点ガ明示セラレ居ラザル憾有之」と指摘し、「同案ヲ修正イタスヨリハ寧ロ根本的ニ代案ヲ作成シ御参考ニ供スル事小職委員トシテノ責任ト存シ候ニ付可相成ハ来月五日頃迄ニ当方ニ於テ作成御参考迄ニ御送り可申上候」と、現行の案文を修正するのではなく、新たな代案を作って検討した方がいいと提案し、翌月5日頃までに自ら代案を作成して送る、と提案した。大工原から引き継いだ委員だったが、非常に積極的に「宣言」について意見を述べている様子が分かる。実際は提出が若干遅れて11月8日に10部提出され、各委員へは翌9日に教育同盟から次のような案内状と共に送られた。

湯浅委員御起草の基督教々育の原理宣言草案を御清覧に供し上候に就ては来る十三日湯浅委員上京され候貴会を捉へ、

全日 午後三時より

キリスト教会館にて(美土代町 YMCA 向ひ)

「宣言」に就て、委員及び京浜理事相共に懇談仕り度く候⁽¹⁸⁾

湯浅の上京に合わせて緊急の懇談会を予定していることから、「宣言」

採択は教育同盟にとって喫緊の案件であったことが分かる。同志社から提出された案文は以下のようなものであった。「基督教主義の教育大綱（昭和九年十一月八日同志社案未定稿）」と題された案文で、キリスト教教育が果たしてきた役割について次のように述べている。すなわち「敬神愛人の宗教的精神教育を高調し特に人性に潜める神性開発に努力しその男性たると女性たるとを問わずキリストに即したる人格の陶冶と其向上とに力を用い以て我が国教育界に独自の貢献をなしたり」。つまり、男女問わずキリストに即したる人格陶冶と向上に力を入れてきたキリスト教教育は日本の教育界において独自の貢献をしてきた。一方、「晩近唯物主義教育の積弊漸く顕著にして世道人心その帰向に惑ふるに至るや文教当局亦その教育方針の根本的誤謬を認め俄に精神教育を提唱し人格の涵養を云為するに至れり。」と指摘、ようやく文部当局も精神教育の重要性を認識するようになった。そして同志社案は、以下のように続く。

然りと雖も現今の世界的不安情勢は人文史上未だ曾て見ざる所のものにして世に唱へらるゝが如き狹隘にして皮相なる精神主義粗策にして漫然たる人格教育を以てしては到底之を如何とも為すこと能はざるものあり。此危機に臨み我等教育の任に当るものは愈々己が使命の重大なるを自覚し敢て年来の主義主張を再検討し益々之が徹底に勉め奮然起つて現下の困難克服に畢生の力を致さざるべからず。

惟ふに基督教主義教育の根本義はイエス・キリストによりて啓示せられたる至聖至愛にして最真最善最美なる唯一絶体の神は人類の父なることを確信し人類は無限の可能性と価値とを具有する神の子たることを自覚せしむるにあり。而して人は男女共に等しく神の子として天父の経綸に参与すべきものなるが故に万人を啓発順導して各その天稟に信じてこの崇高なる人格の本領を全ふせしむるにあり。

基督教主義教育の根がす所斯くの如し。我等が多年終始一貫して宗教に基づきたる人格教育を鼓吹し来たりたるもの豈故なしとせんや。人格の尊貴を確認する我等は少青年男女の教育に当っては濫りに個性を拘束干渉せず各自特異なる天職

の才能を自由に伸張發揮せしむべきものなるを主張す。蓋し之れ我等が夙に画一注入主義を排して自由開發主義をとり自学自修の方針に拠るべしとなしたる所以なり。また我等が純正なる女性の教育に最善の力を致しつゝある所以のものは神の前には男性と平等なる女性の人格を尊重し健全なる国家は健全にして教養ある男女国民の協力によりてのみ実現せらるゝを信ずればなり。基督教主義教育は之を国民道徳に適用せんか童に献身無私の忠孝なる国民を養成するのみならず進んでは国家の良心たる人材を涵養せんとするものにして之を国際道徳に應用せんか即ち四海同胞の主義に立ち人類の共存共栄による福祉増進を希ふが故に飽く迄も国際間の真義を重んじ世界の平和を希求して止まざるなり。更に之を社会道徳に活用せんか各人をして兄弟愛の真義を實踐し努めてその連帯責任を果さしめ愛と正義に基づきて社会の真正なる秩序を保全しその健全なる改造と進化とを指導せんことを期するものなり⁽¹⁹⁾。

この同志社草案では、男女平等に「神の子」であることの自覚を促し、キリスト教に基づく人格教育、個性に干渉せず自由にそれを伸張發揮させる教育、従って画一注入教育を排除し自由に個性を開發できる自学自修の方針を採ることを宣言している。また、国際的にも兄弟愛の精神から平和を希求し人類連帯して愛と正義に基づいた社会秩序を保ち發展させることを目指そうとしている。現代にも通用する理想的教育観が語られていると言える。

この同志社案を含め、教育同盟第23回総会（於東洋英和女学院）ではフェリス案や阿部義宗案も提出され、結局複数の案をどう扱うのかで意見がまとまらず、新たに委員会を組織して新しい宣言草案を起草し、事前に加盟校から意見徴収した上で次回総会にて協議の上採択することに決まった⁽²⁰⁾。

年改まって1935(昭和10)年7月10日付で田川理事長は各委員へ「先般御送り申上げ候基督教々育の要旨に就いては御高覧のことと存じ候へ

共右は御高見を加へ来る七月廿五日よりの夏季学校にて委員連名の決定案として発表致し度存じ候間準備の都合も有し候に付来る拾五日迄に御多忙中恐縮に存じ候へ共修正又は承認の何れかを御記入御回答のほど御願申上候」と連絡をしている。

これに対し、同志社からの意見としては、改めて既に作成された同志社案を強調する動きが見られた。史料として、同志社の便せんで湯浅の字による手書き文が残されている。「教育に当っては濫りに個性を拘束干渉せず各自の特異なる天賦の才能を自由に伸張發揮せしむべきものを主張す。蓋し之れ我等が夙に画一注入主義を排して自由開発主義をとり自学自修の方針に拠るべしとなしたる所以なり」、これこそが、湯浅の大事にしようとしていたキリスト教教育だったと考えられる。湯浅の主張は、キリスト教教育こそ個性を尊重し自由に行われるべき、というものだった。大正自由教育にも通じる思想であり、戦後の民主教育改革において再度注目されることになる。時代はこうした自由教育こそが弾圧されていくことになっていく。それでも湯浅の発言は敢えて信念に基づき、こうした率直な意見を述べていたのである。

実際第8回夏期学校（1935年7月25日から29日、於東山荘）では、「宣言」をめぐる一波乱あった⁽²¹⁾。『日本基督教新聞』（1935年8月25日）によれば、夏期学校4日目に開かれた「小団協議会は一般自由のものであっただけに、各部会がそれぞれ時間の不足を感じる位語り合った様子」で、大学専門部会では「先頃の同志社大学の神棚問題をはじめとして時勢にありそうな事柄を語り合った」という。また大学専門部会は「基督教々育の要旨」について「何でも二人を除いて全部で否決案を出した」というが、その後の総合協議会ではこうした反対意見をおさえ、田川が丸く収めてしまった。田川としては、「宣言」（最終的には「基督教主義教育の要旨」として同志社における第24回総会で採択）をめぐる議論の早期決着を図りたかったと考えられる。

(3) 教育制度改革をめぐる動き

湯浅と教育同盟との関わりを見ることのできる、もう一つの動きについて考察する。「宣言」をめぐる議論が進行しているのと合わせて、教育制度改革をめぐる議論も教育同盟において進行していった。教育同盟では1934（昭和9）年の第23回総会において「学制改革研究委員会設置の件」が協議され設置を決議し、田川、湯浅、出村悌三郎（東北学院）、坂田祐（関東学院）、木村重治、平塚益徳（フェリス和英女学校）が委員として活動をした⁽²²⁾。

第24回総会（1935年）では中学校年限短縮などについて議論が起き、田川が新たに「吾人は中学校四ヶ年制を全体の改革の一部としてならば考慮の余地あるも、現在の儘、中学校をのみ短縮することには反対なり。此の意見を本会学制研究委員会に委託すること、且委員会は此の旨至急文部省に通達すること」と提案して、多数の賛成により可決された。同委員会は此の決定を受けて本格的な学制改革案の検討作成に入ることとなったが、田川がその原案を作ることとなった。このような改革案を作る目的は「教育ヲ国民教育ト高等教育ノ二種ニ分チ以テ現今ノ中等学校ガ高等ノ学府ニ至ル予備校タル弊ヲ改メ、且師範学校ヲ改善シ倫理教育ノ作興ヲ図ルヲ以テ主要ノ目的トス」と定められた。原案の主な内容としては、小学校7年制、中学校4年制のほか、専門学校や師範学校の年限及び教育内容に関する事項も含まれている。師範学校についてはその教育内容を「倫理教育ノ中心」とし、「師範学校ノ出席者ハ将来主トシテ小学校、中学校、実業学校等ノ倫理教師トナリ徳風涵養ノ任ニ当ル者トス」と定められていた。

同志社では田川案の検討が部科長間でなされ、1936（昭和11）年2月15日付「教育制度改革案に関する件回答」として湯浅から田川へ送られている。特に師範学校をめぐる内容については、多くの意見が出されていた。例えば「師範学校ニ於テ倫理教育ニ重キヲ置クコトハ適當ナ

ルモ中等学校ノ倫理修身ノ教師ヲ師範学校出身者ニ限ルガ如キ結果トナルコトハ好マシカラズ」(鷲尾)や「(上記引用部分の) 倫理教師トナリ」の次に「生徒主事, 寮務主任, 就職係等ヲ兼ネ徳風涵養, 家庭トノ連絡生徒個人ニ関スル諸問題ノ解決等ノ任ニ当ル者トス」に改める(荒木)ようにとの意見が出された。この議論はキリスト教学校に限定される話でなく国家全体の学制改革に関する議論であるが、特に師範教育と修身教育を結びつけることへの不安が同志社の現場から噴出した形となった。そもそもキリスト教学校にとって、特にキリスト者中等学校教員の確保は大きな課題となっており、第24回総会(1935年)でも男子高等部会から官公私立各学校を卒業するキリスト教学生で教育関係への就職を希望する者の名簿を作成したらどうか、という提案がなされていた⁽²³⁾。田川案は文部省側の学制改革に対して提言を目指したものと考えられるが、キリスト教学校側としては、キリスト教教育を維持発展するための改革についての議論の方が、関心が強かったと言える。

同志社において、1936(昭和11)年5月12日付学内文書で、湯浅八郎は「同志社宗教々育委員会」を設けて「学内基督教々育ヲ如何ニスベキヤニ就テ御協議相願度候」として学内20名の委員を選出している。湯浅自身、教育同盟の「学制改革研究委員会」にその後深く関与した形跡はなく、独自の委員会を立ち上げて学内の教育内容改善のための取り組みに力を入れるようになった。同年5月14日に第1回委員会が開かれているが、しかし同委員会は発足後間もなく「精神教育研究委員会」と名称が変更された。その理由は分からない。湯浅は冒頭の挨拶で「同志社ニ於テハ各学園ヲ通テ一貫シタル教育方針ニ基キ教育ヲ為サザルベカラズ」と述べ、「本社学園内ニ於テ男女学校ヲ通ジ精神教育(特ニ基督教々育)ヲ如何ニ実現スベキヤ、アル程度現状ヲ離レテモ之ガ実現ニ適切ナル方策ヲ考究スル事」を目的とすることが定められた。戦時色が強まる時勢において、精神教育としてキリスト教教育はどう行われるべ

きか、キリスト教学校存続のための根本的な問いに向き合おうとしていたと考えられる。

3. 湯浅八郎の教育方針

(1) 「同志社教育綱領」の制定

湯浅八郎は在任期間の終盤にあたる1937年2月26日に、「同志社教育綱領」を制定している。その内容は以下の通りである。

同志社教育綱領

- 一、同志社ハ敬神尊皇愛国愛人ヲ基調トシ之ヲ貫クニ純一至誠ヲ以テスル新島精神ヲ指導原理トス
- 一、同志社ハ教育ニ関スル勅語並詔書ヲ奉戴シ基督ニ拠ル信念ノカヲ以テ聖旨ノ実践躬行ヲ期ス
- 一、同志社ハ基督ノ真精神ヲ信奉ス
- 一、同志社ハ敬虔自治日新中正ヲ以テ学風トス
- 一、同志社ハ良心ヲ手腕ニ運用シテ国家社会ニ貢献スル人物ヲ養成スルヲ目的トス

同志社には新島襄が学校を創設以来掲げていた「同志社綱領（同志社通則）」も存在しており、同志社にとって「不易の原則」という扱いがされていた。しかしその第三条「基督教を以て徳育の基本とす」に対して、配属将校等が問題視するようになった。湯浅としては、「いまの時代の人が分かるように同志社の教育方針を表現することが危機を乗り越えるいちばん賢明な策だ、（中略）同志社の根本精神を変えるということはいっさいしないで、それを教育綱領として発表した」⁽²⁴⁾のだった。次節で詳細に検討する1937年の「年頭之辞」においても、教育勅語に

ついで次のように言及している。

教育勅語は万邦無比なる国民道徳の聖典である。同志社は固より教育勅語を奉戴し、御聖旨を遵奉する点に於て、他れの学園にも劣るものでは無い。若し他の学園と異なるものが有りとすれば、それは我等が教育勅語を千載不磨の道徳戒律として謹唱するを以て足れりとせず進んでこれを人倫同義の指導原理として遵守し、之が実践躬行を翼誓し、その原動力を基督教の信仰の力に求むる点に於てある。基督教主義学園の特色は実に此一点に示現せられる。

また「同志社綱領」に「基督教を以て徳目の基本とす」と記されていることに対しては、以下のように新島を弁護している。

本綱領は校祖（すなわち新島襄、引用者注）の在世中、未だ教育勅語の発布せられなかった明治二十一年に、制定せられたものである。（中略）夙に徳育の重要性を認識し、唯物主義を排して精神主義を採り、泰西文化の真髓は基督教にあるとなし、信念あり操守ある人物を養成して、尽忠報国の実を挙げんことを念願せられたる新島襄先生が示すに徳育の指導精神を以てせられた歴史的文献である。（中略）綱領は同志社教育の特色を謳ったに過ぎないものであって教育勅語に言及しなかったのはそれが余りにも明々白々の大根本義であるがためである。

この教育綱領原文は基本的に湯浅一人で起草したという⁽²⁵⁾。文面を見る限りでは、教育同盟で「宣言」をめぐる個性の尊重や自由教育を主張していた頃とは違い、教育勅語や尊皇愛国を強調した内容になっている。

湯浅は「教育綱領」制定の直前に、「教育勅語誤読事件」を起こしている。勅語末尾の「御名御璽」を「おんな みしるし」と読んだことが問題となった。湯浅にとっては、これは誤読ではなく意図的だったよう

だが⁽²⁶⁾、こうした行為は却って火に油を注ぐことになりかねなかった。「教育綱領」で教育勅語を殊更強調したのは、「誤読」に端を発した周囲からの批判を静めるためでもあり、「教育に関する勅語が煥発せられたる以上は、之を以て徳育の基本とするのが正しいと云ふ説には、我々も全然同感であります」⁽²⁷⁾と弁明せざるを得なくなったのであった。

同志社大学社史資料センターに所蔵されている1937年「年頭之辞」(『同志社新報』1月15日号の巻頭に掲載)には、手書きによる修正が加えられた紙面が保管されている。先ほどの引用の続きには、「実は綱領は不易の原則にして決して更へてはならぬと明記してある計りでなく、嘗て之を変更せんとして、関係者の間に大波乱を生じた苦い経験もある事ゆゑ」と書かれてあったが、「計りでなく、嘗て之を変更せんとして、関係者の間に大波乱を生じた苦い経験もある事ゆゑ」の部分⁽²⁸⁾が赤ペンで消され、欄外に「が故に」と赤字で手書き修正されていた。配属将校からの批判をあからさまにする文章は削除対象となった。更に、「校祖の手になるこの歴史的文献を今更改竄せんとするが如きは賢明な策とは言へぬ」の「せんとするが如きは賢明な策とは言へぬ」も削除されて「するに及ばぬ」と赤字で加筆修正され、「むしろ同志社諸学校の学則に、教育勅語を奉戴する旨を明示し、学生生徒をして其抛るべき所を諒解せしむるの、直接にして効果的なるに如かずと信じ、目下此方針を以て進みつゝあるのである。」と文章は続く。つまり、教育勅語を教育の根本としていることを示すために、「教育綱領」の制定が準備されていることがここで暗示されていたのであった。

(2) 在任最終年の教育方針

1937(昭和12)年の新年に発表された「年頭之辞」より、更に湯浅の教育方針について検討してみよう。

i) 皇室について

教育勅語の精神を第一とするからには、皇室への敬意忠誠は必然のこととして、次のように言及している。「皇国をして今日あらしめたるものは、尊皇精神であり、国家の将来を約束するものは、皇室中心主義である。皇室中心主義は、実に我国歴史の必然性である。これぞ洵に神ながらの道である。同志社は此の認識の上に、国民教育の基礎を置くものであり、また置かねばならぬものである」。「神」という言葉を巧みに混同して、キリスト教における神を国家神道における「神」へと置き換えていたことは、当時のキリスト者がよく行ったことであった⁽²⁹⁾が、湯浅も同じように「神」に対して同様の言葉遣いを用いていた。そして「我等基督者こそ、純忠至誠、日本帝国に君臨し玉ふ万世一系の天皇を尊崇し、常に国憲を重んじ国法に遵ひ、以て忠良有為なる帝国臣民たるの範を一世に垂れねばならぬ責任あることを痛感する。」と、同志社も皇国主義教育を実施していることを宣言しているのである。

ii) 愛国心について

愛国心については、校祖新島襄を引き合いに出して、「同志社が校祖新島襄先生の愛国心の結晶である事は、天下周知の事実であらう。」と述べ、創設以来愛国精神によって学校は運営されてきたと述べている。同志社は祖国第一主義の学園であると、以下のように述べている。

我等は此際顧みて同志社が日本人中の日本人たる新島襄先生によって、祖国文化の進展と国運の隆昌とのために万難を排しつゝ、創立せられたるものであることを想起すべきである。同志社は其創立者に於て、其立学の精神に於て、其教育の理想に於て祖国第一主義の学園である。

湯浅は同志社を「基督教主義の学園であるが、断じて所謂ミッション

スクールではない」、すなわち特定教派や団体の援助の下で運営されてこなかったことを強調し、「同志社は未だ曾て外国人に依て支配せられ指導せられ、経営せられたることは一度もない。此点同志社は徹頭徹尾日本人に依て創立せられ、日本人に依て経営せられ、日本人に依て主宰せられ来たる国家のために国家の青少年男女を教育する奉公機関である。」と断言する。「国土を意味する同志社の徽章に徴しても、同志社が国家に忠誠を尽くさんとする精神は明徴ではないか。之を要するに我等の立場は明徴真正なる愛国主義そのものである」。非常に愛国心教育を強調した主張である。

一方で、同志社が教育目標として堅持してきた国際主義としての側面についても、言及している。

同志社には固より国際的学園の一面がある。明治の初代、多数の海外有志が遙々海を越えて我国に渡来し、我国文化の進展に貢献する所少からざりしは、苟くも礼讓を重んずる我等日本人の忘れてはならぬ事績であるが、同志社に於ても多数の外国人が献身的奉仕をなしたことは我等の永久に感謝して措く能わざる所である。其或者は叙勲の恩命にさへ浴して居るが洵に難有き光栄である。此等の外国有志は、よく同志社の真精神を理解し、常に良き同労者として、教育事業に協力せられたる国際親善の事実は、吾等の感激を一層大ならしむるものである。同志社の伝統的国際精神は愈々信を国際に篤くし、大義を宇内に顕揚せんとの大御心に、完全に副ひ奉るものと確信する。

この部分は、狹隘なる国粹主義に陥らず、世界的視野に立って国際親善に貢献することへの期待が込められていると言えよう。若い時期にイリノイ大学 YMCA で経験した国際親善の大切さを肌で感じていたからこそその内容であり⁽³⁰⁾、軍国主義の中にあっても湯浅が譲れなかった主張と考えられる。

iii) 神社参拝について

教育同盟は1933年の第22回総会において、「神社参拝は教育行事であって宗教的礼拝ではない」ことを確認している。前年に上智大学生の靖国神社参拝拒否問題が起こったのを受けて、文部省宗教局長下村寿一は「学生の神社参拝は全く国民道徳の目的達成手段と解する」との見解を発表し、教育同盟としてもこの見解に従うことにしたのであった⁽³¹⁾。この見解を踏襲する形で、湯浅も次のように述べている。

神社は宗教ではないとは夙に政府当局の明言して居る所である。神社参拝は祖先崇拜、国体明徴に立脚するものであって、皇室と、国家の功臣民族の偉人に対する景仰礼讃の誠を披瀝する国民的行事である。違つて神仏基の信者たると否とを問はず、苟も日本臣民たる者は、齊しく皆祭神の明白にして神格の清純な神社には進んで参拝するのが当然である。仮令は同志社人が或は学校全体として、或は個人として、桃山御陵に参拝し、伊勢神宮に参詣するが如きは、此理解に於てゝある。

しかし、注目すべき文章がこの後に続く。「年頭之辞」において湯浅は「尤も宗教の自由は我国憲法の保証する所であるから、若し神社参拝に関連して宗教的行事を強要せらるゝが如き事あらば、之を良心的に拒絶するも何等非難せられるべきものではないと信ずる。」と綴っているのである。ここは全く湯浅の本音と捉えられるだろう。ただし、この「尤も」以下の一文は、同志社社史資料センター所蔵の湯浅文書内の史料では、赤い線で削除されている。パンフレットに転載される際には削られてしまったようである。

以上見てきたように、就任3年目に入る年に、湯浅の発言はだいぶ自由主義的な面が弱められ、国家主義、軍国主義に則った発言をするようになっていった。この「年頭之辞」は、かなり軍部や右派の意向に沿つ

た内容と言えるだろう。それでも、時折彼の本心が垣間見られる点は興味深い。

まとめ

以上、1935年から37年にかけての第一期総長時代における湯浅八郎と教育同盟との関わりを見てきた。在任期間中は教育同盟の副理事長の地位にも就き、キリスト教学校間における課題に取り組んでいたことが分かった。本稿では三つの関わりを考察した。第一に、総長就任早々に教育同盟総会開催日時をめぐっての田川大吉郎との交渉場面について。第二に、同総会で採択された「基督教主義教育の要旨」制定に至るまでの田川らとのやりとりから見える湯浅の主張について。第三に学制改革研究委員会にも選出されていた点について。これら一連の教育同盟側とのやりとりや、湯浅が同時期に発していた様々な発言から、キリスト教教育はどうあるべきか検討し続けていたことが分かる。

一方で、湯浅の第一期総長時代に起きた数々の「同志社事件」については、教育同盟関連史料ではほとんど言及がなかった。唯一、「日本基督教新聞」で第7回夏期学校での小団協議中に「神棚事件」が触れられていただけであった。恐らく実際にはもっと言及されていたと想像されるが、記録としては残っていなかったということではないか。ただし、湯浅自身が恐らく同志社内の内実を訴えるようなことはしなかったとも思われる。湯浅は自らも回想しているように「ワンマン」な部分があり⁽³²⁾、人に相談するよりは一人で決断することが多かったようである。こうした個人の特質からも、直接自ら直面している問題は教育同盟のような場では取り上げなかったろう。また、結局は教育同盟としても湯浅の困難に共感するよりも、国家側の主張に乗っかり事態を対処する方向へと舵を切らざるを得なかった。湯浅自身も1937年に入り、かなり国

家主義、軍国主義的な発言を表明せざるを得なくなっていた。

しかし、今回本文で紹介したいいくつかの文面から、湯浅の非常に正直で率直な性格の持ち主だった一面も伺うことができる。1937年の年頭になっても、神社参拝を「良心的に拒絶するも何等非難せられるべきものではないと信ずる」と言い切ってしまうところは、本心が垣間見られるようだ。

青山学院での1937（昭和12）年11月25日に開かれた教育同盟理事会に湯浅は出席している。恐らく同志社総長として教育同盟会合への最後の出席であろう。その翌日26日、湯浅は同志社理事会に辞職願を提出している。どのような心境で湯浅は理事会に出席していたのだろうか。

時凶らずも、湯浅が右派勢力から攻撃を受けていた時期は、明治学院では「ラマート事件」が起きていた時期と重なる。ラマートは1935年12月に不敬罪容疑で高輪警察にて取り調べを受け、1938年夏に帰国した。帰国して間もなく、明治学院は文部省より御真影の奉戴を受けている。「ラマート事件」がその後の明治学院及びキリスト教学校の政府への姿勢を転換させるきっかけとなった⁽³³⁾。一方、湯浅八郎への一連の「攻撃」もキリスト教学校の姿勢を改めされることになったと言える。こうして東京と京都で同時期にキリスト教学校への取り締まりが強化されることで、益々キリスト教学校及びそれを束ねる教育同盟も国家に従順になっていかざるを得なかったのである。

今回湯浅八郎の教育同盟との関わりを考察してみて、田川大吉郎理事長（明治学院長）との接点も浮かび上がってきた。田川は国際大学構想を持っていた⁽³⁴⁾。戦中にそれが実現することはなかったが、戦後アメリカの諸教会の援助により国際基督教大学が創られ、その初代学長に湯浅が就任している。直接両者の動きに接点があったわけではないが、同時代を生きた人物が時代の課題をどう捉え解決しようとしていたのか、その視点を比較することが、キリスト教教育史を複眼的に見ることに

つながるのではないだろうか。

本稿は科学研究費基盤研究C（一般）「日本対外学術文化交流における戦前と戦後の連続性に関する歴史的研究」（課題番号 19K02514）による研究成果の一部である。

註

- (1) 同志社大学アメリカ研究所編『あるリベラリストの回想 湯浅八郎の日本とアメリカ』YMCA 出版, 1977年, 43頁。
- (2) 上野直蔵編『同志社百年史』通史編二, 同志社, 1979年, 1094頁。
- (3) 『同志社百年史』通史編二, 1097頁。
- (4) 伊藤彌彦「戦中戦後の同志社と天皇制—湯浅八郎と牧野虎次の時代」, 吉駒明子, 伊藤彌彦, 石井摩耶子編『現人神から大衆天皇制へ—昭和の国体とキリスト教』刀水書房, 2017年, 242頁。
- (5) 伊藤前掲論文, 244頁。
- (6) 『あるリベラリストの回想』54頁。
- (7) キリスト教学校教育同盟百年史編纂委員会編『キリスト教学校教育同盟百年史 資料編』教文館, 2012年, 86頁。(以下、『教育同盟百年史資料編』と略記)
- (8) 『教育同盟百年史資料編』86-87頁。
- (9) 『基督教教育同盟会第二十四回総会記録』7頁。
- (10) 『教育同盟百年史資料編』154-155頁。
- (11) 『教育同盟百年史資料編』146頁。
- (12) 『教育同盟百年史資料編』147頁。辻直人「戦後『キリスト教教育』の展開—1950年前後の基督教教育同盟会の動きとIBC関係学校協議会成立の背景を中心に—」『キリスト教史学』第63集, 2009年。
- (13) 『あるリベラリストの回想』, 115頁。
- (14) 『教育同盟百年史資料編』151頁。

- (15) キリスト教学校教育同盟百年史編纂委員会編『キリスト教学校教育同盟百年史』教文館、2012年、111頁。(以下、『教育同盟百年史』と略記)
- (16) 『同志社所蔵「同盟」関係史料』資料91 [98]。(オリジナルは同志社大学史料資料センター蔵、ファイル名と整理番号は教育同盟百年史編纂の際収集し編纂委員会で附した。以下同様)
- (17) 第一案文と第二案文の違いについては、『教育同盟百年史』113頁を参照のこと。
- (18) 『同志社所蔵「同盟」関係史料』資料91 [80]。
- (19) 『キリスト教学校教育同盟百年史関連資・史料ファイル』資料番号138。(オリジナルは関東学院坂田記念館蔵)
- (20) 『教育同盟百年史』113頁。
- (21) 「老巧、田川氏に牛耳られ「宣言」で一波乱」『日本基督教新聞』第2269号、1935年8月25日、『教育同盟百年史資料編』152頁。
- (22) 『教育同盟百年史』105頁。
- (23) 『教育同盟百年史』106-107頁。
- (24) 『あるリベラリストの回想』118頁。
- (25) 『あるリベラリストの回想』119頁。
- (26) 『あるリベラリストの回想』52-53頁。
- (27) 『同志社新報』第11号、1937(昭和12)年3月15日(『同志社百年史 資料編二』1692頁)。
- (28) この修正加筆については、同史料の欄外に「パンフレット作成ニ関シ石川茅次郎氏加筆セラル」と手書きで記されている。
- (29) 辻直人「『ラマート事件』の真相と歴史的意義—キリスト教学校に与えた影響」キリスト教史学会『キリスト教史学』第70集、2016年。
- (30) 辻直人「湯浅八郎の国際感覚におけるアメリカ滞在の影響—イリノイ大学留学経験を中心に—」立命館大学社会システム研究所『社会システム研究』第36号、2018年。
- (31) 『教育同盟百年史』92頁。

- (32) 『あるリベラリストの回想』 42 頁, 120 頁。
- (33) 辻前掲論文 (2016 年)。
- (34) 辻直人「田川大吉郎の国際大学構想—基督教教育同盟会の中国人留学生受け入れ論と連合大学論の結節点—」『キリスト教史学』第 58 集, 2004 年。